

情報管理課関係

〈説明のポイント〉

1 農業者年金記録管理システム関係について

(1) 記録管理システム利用促進の取組

- ① 利用登録機関数及び記録管理システムを利用した届出書等の作成割合の令和7年9月末現在の状況については、以下のとおりです。

ア. 利用登録機関数：令和7年9月末現在（令和6年度末）

	総 数	登録数	登録率
農委	1,707件 (1,707件)	1,364件 (1,350件)	79.9% (79.1%)
J A	502件 (514件)	451件 (463件)	89.8% (90.1%)

イ. 記録管理システムを利用した届出書等の作成割合

	令和7年9月末	令和6年度末	対前年度比
農委	41.21%	38.88%	+2.33
J A	49.49%	47.75%	+1.74

記録管理システムを利用した届出書等の作成割合について、農業委員会では前年度を2.33ポイント上回り、JAでは1.74ポイント上回っています。

- ② 令和7年度における記録管理システム利用促進の取組として、「令和7年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を令和7年6月24日付けで業務受託機関宛てに通知しています。

都道府県段階の業務受託機関においては、管轄の市町村段階の業務受託機関に対して次の働きかけをお願いします。

- ア 記録管理システムの利用登録の指導
- イ 記録管理システムの利用方法の指導及び利用促進
特に、届出書等の作成及び処理状況の確認
- ウ 人事異動等による交代時の適確な引継ぎの指導

また、都道府県段階の業務受託機関が自ら記録管理システムの処理状況確認機能を活用し、管轄の市町村段階の業務受託機関において事務処理遅延が発生していないかを定期的に確認していただくようお願いします。

(2) 記録管理システムのOS等対応について

- ① Windows10 (OS) のサポート期限終了について

Windows10 のサポートは2025年10月14日に終了いたします。

記録管理システムはWindows11でのご利用が可能となっております。

② Chrome（ブラウザ）対応について

記録管理システムは「Edge 通常モード」による利用登録（電子証明書の設定）を令和 6 年 7 月 16 日から開始しており、Edge と同じ検索エンジンを採用している Chrome でも動作する状態となっておりますので、操作できる限りでのご利用は差し支えありません。

(3) 記録管理システム利用研修について

- ① 令和 7 年度の都道府県段階の業務受託機関が開催する記録管理システム利用研修会への講師派遣については、当初調査時において、29 府県から要望をいただき、派遣実績は 28 府県（令和 7 年 9 月 30 日現在）となっています。追加のご要望がある場合には、ご相談ください。

なお、記録管理システム利用研修会を開催できない場合には、「農業者年金記録管理システム操作手引き」を基金ホームページに掲載していますので、ダウンロードして Power Point の「スライドショー」でご覧いただくなど、ご活用ください。

【「農業者年金記録管理システム操作手引き」の基金ホームページ掲載場所】

[ホーム](#) > [業務受託機関のかた](#) > [業務受託機関担当者専用コーナー](#) > [農業者年金記録管理システム](#)

- ② 令和 8 年度の記録管理システム利用研修会への講師派遣については、都道府県段階の業務受託機関に対して、令和 8 年 2 月に要望調査を行う予定です。

(4) 記録管理システム利用者等が交代した場合の手続について

既に利用していない ID は、これを踏み台として悪意ある第三者等により記録管理システムを不正に利用されるおそれがあります。

このため、記録管理システムの管理者又は利用者が交代する場合には、アカウント廃止等の手続きの徹底をお願いします。

【参考】管理者又は利用者が交代したときの届出

管理者又は利用者の交代	届出様式
管理責任者の交代	農業者年金記録管理システム管理責任者変更届（様式第 3 号）
利用者の交代（新たな利用者の利用登録）	農業者年金記録管理システム利用者登録申請書（様式第 2 号）
利用者の交代（前任者の利用削除）	農業者年金記録管理システム利用者削除届（様式第 8 号）

※記録管理システムに関するマニュアルや届出様式等は、記録管理システムのトップページに掲載していますので、必要に応じてご確認ください。

(5) 記録管理システム上の不要データ削除について

今年度においては、処理状況確認の妨げとなる不要データとして、令和 6 年 3 月 31 日

以前から処理が進行していないデータ 3,938 件の削除を行いました(受託機関から継続保存登録のあったデータを除く)。

来年度においても、更新されていないデータ量を確認したうえで、基金において不要データの削除を行う予定です。

2 農業者年金業務における個人情報保護対策等について

(1) 令和6年度個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策の状況調査の結果について

令和6年度に全業務受託機関を対象として実施した個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策の状況調査を実施し、調査結果について、本年7月に都道府県段階の業務受託機関の担当者様に共有しました。

全 2,315 機関のうち、2,104 機関(90.9%)から回答をいただき、その調査結果を見ると、フォローアップを実施いただいた結果、前年度調査よりも改善が見られたものの、個人情報保護及び情報セキュリティ確保が十分でない業務受託機関も引き続き見受けられました。

このため、適切な個人情報保護及び情報セキュリティ確保に向けて、管轄の市町村段階の業務受託機関に対して次の働きかけをお願いします。

① 「Ⅱ-1. 個人情報が記載された書類の保管方法」について

「②書庫等に施錠せず保管」又は「③保管せず机の上等に放置」が256機関

⇒書類の適切な保管は業務で個人情報を取り扱う上での必須事項ですので全業務受託機関で徹底できるよう、引き続きご指導をお願いします。

また、施錠可能な書庫等がない場合は、購入を検討してください。

② 「Ⅱ-5. 個人情報が保存された電子ファイルのセキュリティ対策」について

「セキュリティ対策を講じていない」が55機関

⇒組織レベルでは、ファイアウォールの設定やウイルス対策ソフトの利用等、何らかの対策が取られているものと推察されますが、担当者レベルでもセキュリティに対する意識を高く持つことが重要です。

担当者が簡単にできるセキュリティ対策として、作成したファイルにパスワードを設定することも有効です。

なお、パスワードの設定方法がわからない業務受託機関の担当者向けに、ワード及びエクセルにおけるパスワード設定方法をまとめた資料を提供しています。都道府県段階の業務受託機関においては、管轄の市町村段階の業務受託機関の担当者が集まる会議、研修会等でも積極的に周知していただきますようお願いします。

【ホームページ掲載場所】

ホーム>業務受託機関担当者専用コーナー>各部署からの情報：業務部>お知らせ

③ 「Ⅳ-4. 記録管理システム利用者の ID 及びパスワードの管理」について

「部署内で ID 及びパスワードを共有している」又は「誰でも容易に見える場所に保管している」が187機関

⇒ID 及びパスワードは見やすい場所に保管したり部署内で共有せず、各自が適切に管理するよう、直ちに対応を改めてください。

担当者以外が知ることができる状況である場合、不正に端末を操作して個人情報盗み見たり情報を窃取されるリスクがあるため、利用規約において「ユーザーID、パスワード、電子証明書及び秘密鍵については、利用者ごとに付与されるものであり、付与された利用者以外には開示しないものとします。」としています。

- ④ 「Ⅳ－8. 処理状況照会のうち『最終更新日から 30 日以上更新されていない届出書』の確認機能」の活用・処理状況等」について

「確認機能を知っているが利用したことはない」が 406 機関

「確認機能を知らなかった」が 77 機関

⇒この機能により、事務処理が滞っている届出書等を確認し、事務処理遅延発生の防止を図ることができます。

(2) 令和 7 年度個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策の状況調査

個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策の状況調査については、農業者年金基金個人情報保護管理規程に基づき、平成 30 年度から全業務受託機関を対象に調査を実施しており、令和 7 年度においても令和 6 年度の調査内容をベースとして実施する予定です。

《調査方法》

基金から都道府県段階の業務受託機関に対して、令和 7 年 12 月中にメールにより調査依頼の事務連絡及び調査票を送信しますので、管轄の市町村段階の業務受託機関への送信をお願いします。

各業務受託機関は、令和 8 年 1 月 1 日現在の状況について記入の上、令和 8 年 1 月 31 日までに基金宛てにメールにより報告して頂くこととします。

また、都道府県段階の業務受託機関に対して、令和 8 年 2 月中旬に調査票未提出の市町村段階の業務受託機関の一覧表を送付しますので、該当する業務受託機関に対する調査票提出の働きかけをお願いします。

(3) 年金加入者等の個人情報漏えい等事案発生に関する報告について

個人情報漏えい等が発生した場合には、早期に記録管理システムのID等を削除することにより不正アクセスを防止することが重要です。

各業務受託機関においては、「農業者年金業務受託機関における個人情報の適切な管理の徹底について（周知）」に基づき、速やかに基金の情報管理課宛てに報告されるようお願いします。

【理事長通知の基金ホームページ掲載場所】

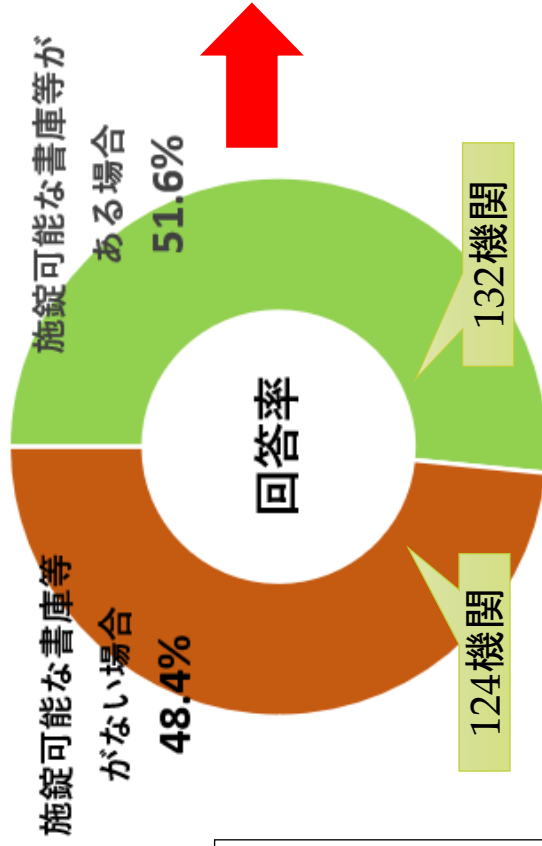
ホーム>業務受託機関のかた>業務受託機関担当者コーナー

>農業者年金加入者等の個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の報告

3 1及び2で「②書庫等に施錠せず保管している」又は「③保管せず机の上等に放置している」と回答した受託機関のうち、施錠可能な書庫等の有無

4-5

全体 回答数：256



書類をその書庫等に
施錠して保管してください。

施錠可能な書庫等の購入
を検討してください。
農業者年金業務委託手数料で
購入することもできます。

	回答数	①施錠可能な 書庫等がある	②施錠可能な 書庫等がない
農業委員会	253	130 51.4%	123 48.6%
J A	3	2 66.7%	1 33.3%
農業会議	0	-	-
中央会	0	-	-
計	256	132 51.6%	124 48.4%

(参考) 「最終更新日から30日以上更新されていない届出書一覧」の確認方法

処理状況照会

届出の処理状況を確認したい場合

死亡関与の返戻状況を確認

「届出の処理状況を確認したい場合」を押す

統計

① トップページ ⇒ 「処理状況照会」 ⇒ 「届出の処理状況を確認したい場合」をクリック。

～ 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

国年記録不突合 ☐ 国年記録不突合者のみ

遅延届出書 ☒ 遅延が発生している届出書のみ

① 30日以上更新されていない届出書検索する場合
チェックボックスにチェックを入れる

クリア

検索

② 「検索」を押す

② 「処理状況一覧」 ⇒ 「遅延届出書」の「遅延が発生している届出書のみ」に☑を入れる ⇒ 「検索」をクリック。

検索条件▼

取得件数：147件

1 / 1頁

頁移動

《先頭頁》 《前頁》 《次頁》 《最終頁》

様式番号▲	氏名	生年月日	処理状況	更新日
☐ (E)様式第2号	農年 太郎	11111-11111111111	858.10.06 JA受付	H31.04.13
☐ (E)様式第50号の2	農年 次郎	22222-22222222222	829.01.01 JA受付	H31.03.15
☐ (E)様式第50号の2	農年 三郎	33333-33333333333	824.07.19 農委⇒JA(返戻)	H26.03.27
☐ (E)様式第50号の2	農年 四郎	44444-44444444444	826.08.30 基金⇒JA(返戻)	H28.04.27

30日以上更新されていない届出書のみが検索される。
30日間更新されていない届出書は赤文字
60日間更新されていない届出書は背景がオレンジ

M55C2770W：最終更新日から30日を経過している届出書があります。

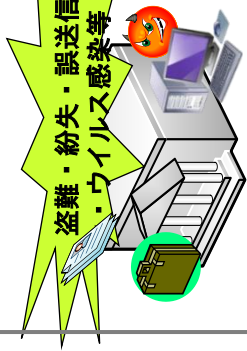
③ 30日以上更新されていない届出書：赤文字で表示
60日以上更新されていない届出書：赤文字+オレンジの背景で表示

(参考) 加入者等の個人情報の漏えい等の事案 又は漏えい等が疑われる事案が発生した際の報告手順

農業者年金業務に係る個人情報の漏えい・滅失又は毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態を確認した場合

(例)
個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案

- ① 紛失・誤廃棄等による漏えい
・書類及びUSB等の紛失・誤廃棄・盗難
・誤送信、誤送付
- ② コンピュータウイルスへの感染による漏えい
- ③ 外部委託した業者による漏えい 等



① 状況等を速やかに電話で報告してください。その後、状況等を「第一報報告書」に取りまとめ、送付してください。

※詳細が明らかになることを待つことなく、未確定な情報を含んだ状態で構わないので、速やかに報告してください。

② 基金では、受託機関からの報告を受け、聞き取りを行うとともに、情報漏えいによる被害の拡大、二次被害の防止のために必要な応急処置対応について指示をします。

③ 漏えいの原因等を調査するとともに、抑制措置・復旧の対応を行ってください。また、再発防止策等についても検討し、これらを取りまとめ、「結果報告書」を送付してください。



基金
情報管理課



受託機関

個人情報の適切な管理のために

加入者等の個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案が発生した場合には、個人の権利や利益が侵害される恐れがあるとともに、農業者年金制度のみならず、個人情報の漏えい等の事案又は漏えい等が疑われる事案を起こした組織の信頼と信用が損なわれます。

このため、受託機関においては、各機関で定めている「個人情報保護管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」のほか、「農業者年金業務委託契約書」及び「農業者年金事業事務取扱要領」に従い、個人情報の適切な取扱いおよび管理、情報セキュリティを確保するための対策をお願いします。

また、次の事項については、適切な個人情報の取扱いのため、担当者が日々留意し、対応いただくようお願いします。

- ① 加入者等の情報が記載された書類・電子ファイル等の誤送信、誤廃棄等の防止
- ② 加入者等の情報が記載された書類の放置の禁止（施錠可能な書庫等での保管）
- ③ 不要となった加入者等の情報が記載された書類・電磁的記録媒体の適切な廃棄（復元不可能な状態にした上で廃棄）
- ④ 農業者年金記録管理システムのID・パスワードの適切な管理（ID・パスワードを共有しない、人目に触れるところに掲示しない）等

令和6年11月5日付け6独農年業情14号にて、農業者年金業務受託機関において、農業者年金加入者等の個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の報告方法について改正を行いました。事務所移転に伴い、連絡先を変更しておりますので、報告の際はご注意ください。

独立行政法人農業者年金基金 業務部情報管理課
TEL: 03-5919-0338 (直通)
FAX: 03-3355-0851
Eメール: system-mail@nounen.go.jp